

日本 の 渔業 で は 不 渔 は 無 し

NOV 5
1941

揚野貫三郎氏歸布談



焼津の水産學校より招聘され、渡日した揚野貫三郎氏は大洋丸便で歸布し、昨今は本社を訪問したが、在日中の同氏は鹿兒島の枕崎の水産學校試驗場に在り、試驗船に乘つて南洋及び文那近海にも赴いて尊い経験を得たさうで、五年前と現在の日本漁業の驚くべき發展を語つたが、経験漁業は全くんどなくなつた、魚類の通り路は來年のことまで解つくり、そこへ行つて漁獵に漁、不漁といふことは殆どなくなつた、科學漁業といふことは、不漁といふことである、揚野氏は日本に當分滯在の豫定であつたが、水產學校の人々がハワイの話を聞いてそんなに多

數の同胞が居られ、水產業も有望といふのならハワイの漁業のために働くのが使命だと追ひ歸されるやうにして歸つて來ました、一燈園の天香さんもハワイに戻つて働くと勧められました日本漁業界の人は波の上の日本問題のことなどは忘れて海の底の寶庫開拓に日本とアメリカが手を執つて働かうと大きい精神に燃えてゐます、私は又モロカイに暫らく歸つて水産界の復興に何か私が必要とされる時に起ちたいと思ひます云々との談片であつた

【寫眞は揚野氏】

酒類簡便

上院法案第五號の現行酒取締法修正案は既報の如臨時縣會閉會前縣知事の否を覆へして法律となり効實施される事となつたが之に依り酒類鑑札所有者に對する從來の不公平と見做された取締規定は著しく緩和されると共に掛代金支拂ひに對しては取締の強化を見るに至つた、則ち小賣商及びレストラン等の小賣鑑札所有者が卸商より掛けて酒類を購入した場合は其の月末から四十五日間に之を支拂はねばならず、之れに違反して期間内に支拂はね場合は第一回目の違反に對しては十日間、第二回目からは二十日間の鑑札停止を命ぜられ、其の期間内は酒類の販賣を許されぬ事となるので小賣鑑札者は注意が肝要である、從來十八、九歳の丁年者と見違ふ様なある

り買つた方年者自身せられる事となり、賣鑑札所有者では未成年にして知らず賣つた事をし得る途が開かれるにした、酒類の鑑札更新には毎年七月一日より行はれて、酒類の鑑札料を前納して四年から鑑札料を納付して四無き限り鑑札の更新は末に鑑札料を納付して古の回の修正に依り特別の実施に依り酒類鑑札所有に對する取締りは著る緩和され便利となつた。

大洋丸の歸布者